

令和7年度
聴くオフ・ミーティング

障害の有無にかかわらず、
暮らしやすいまちづくり

～もやもやからすっきりへ～

令和7年5月17日（土）



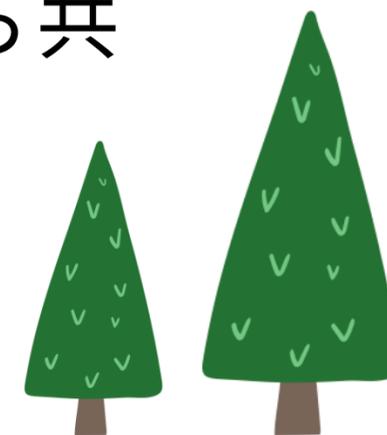
区の取組

区では共生社会の実現に向け様々な取組を行っています。

福祉・
地域共生

**すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち**

誰もが分け隔てなく、その持てる能力を発揮しながら地域社会とのつながりを保ち、安心して生活できる環境を整える必要があります。世代の差や障害の有無などに関わらず、支援する側と支援される側の関係を超え、すべての人がお互いに認め合いながら共生できる社会づくりを進めます。



福祉・
地域共生

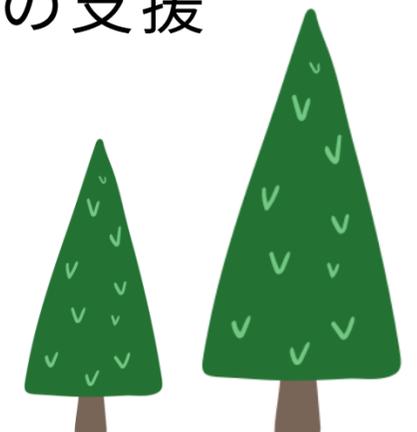
すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

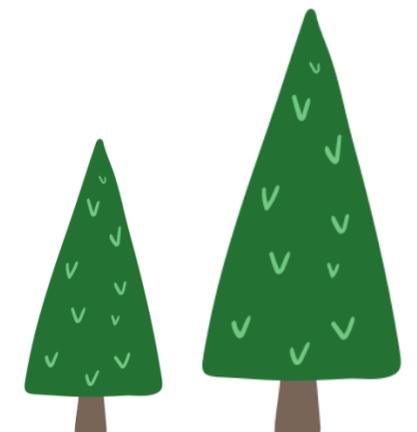
施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援



施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

- 1 人権尊重の啓発等の推進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 性の多様性が尊重される地域社会の実現
- 4 障害者の権利擁護と共生社会の推進 再掲（施策17-6）
- 5 子どもの権利擁護の推進 再掲（施策18-1）
- 6 多文化共生・国内外交流の推進 再掲（施策27-3）



施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

1. 人権尊重の啓発等の推進

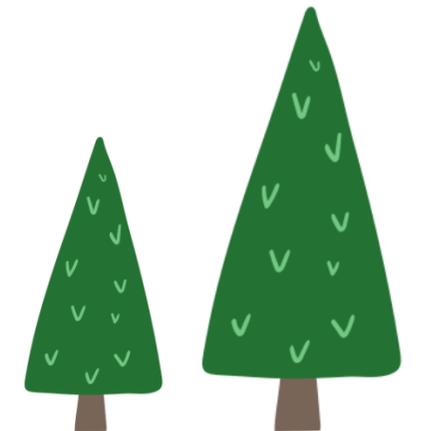
- (1) 人権週間等における人権尊重意識の啓発
- (2) 人権相談

2. 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画啓発講座の開催
- (2) 男女共同参画に関する一般相談・法律相談の実施
- (3) DV相談の実施

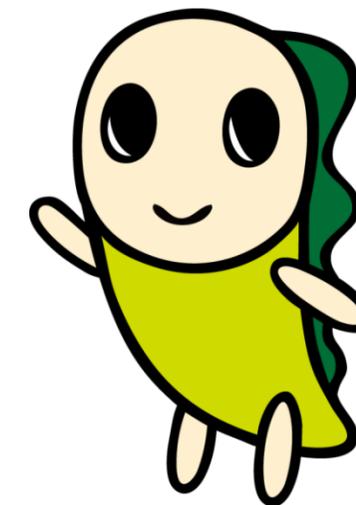
3. 性の多様性が尊重される地域社会の実現

- (1) 性的マイノリティに関する相談、啓発事業の実施
- (2) パートナーシップ制度運用

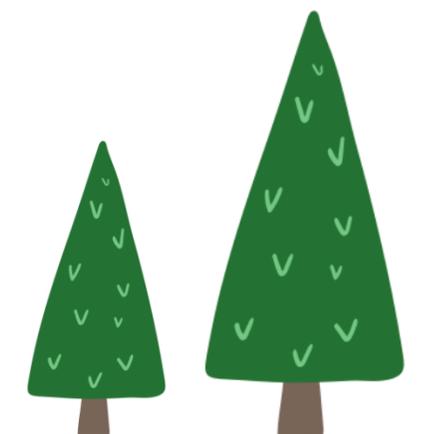


施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保
- 2 障害者の就労支援の推進・拡充
- 3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 4 障害者の社会参加支援の推進
- 5 高齢の障害者等への支援の充実
- 6 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実



本日は 枠の部分を
抜粋して説明します



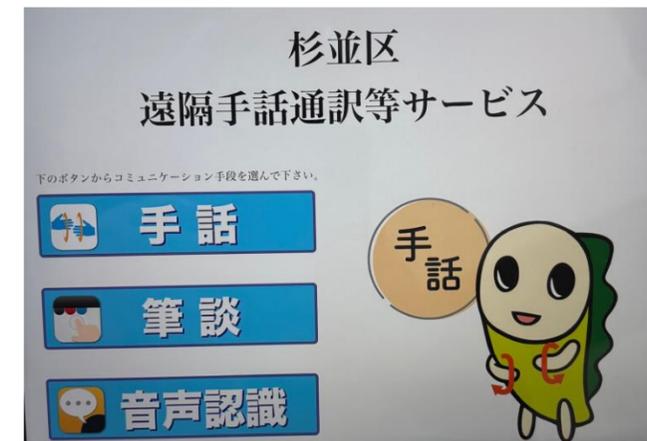
4 障害者の社会参加支援の推進

7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実

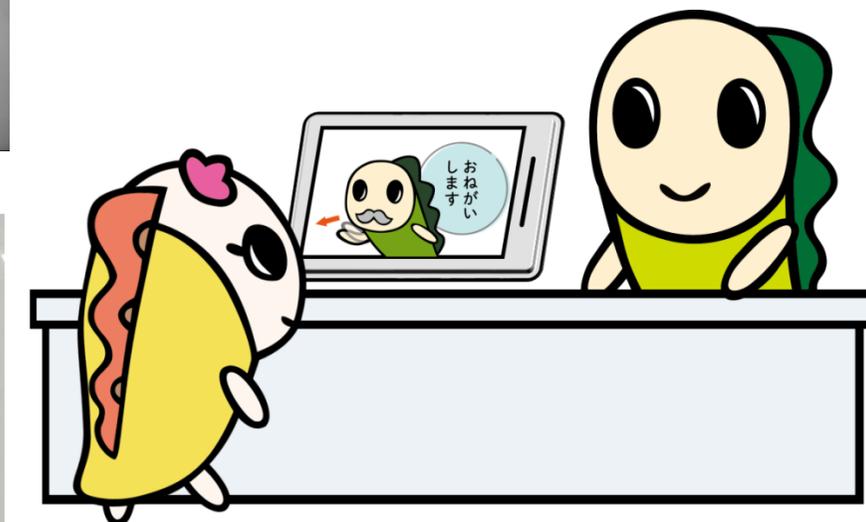
ふれあい・スポレク体験会



遠隔窓口手話システム



専用の二次元コードの読み取りで利用できます！



共生社会しかけ隊

障害の有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会の実現を目指して、障害当事者と施設職員等と一緒に話し合うことでお互いの「困りごとや何をどうすれば良いかわからないこと（もやもや）」を話し、それを晴らす方法を考えヒント集を作成し普及啓発を行っています。

みんなで話し合う



6 障害者の権利擁護と共生社会の推進

共生社会しかけ隊



R4年度 「解決ヒント集（スポーツ施設編）」



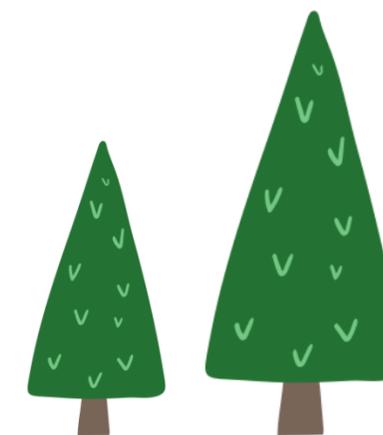
R5年度 「解決ヒント集（みんなのまつり）」



【本日のテーマ】

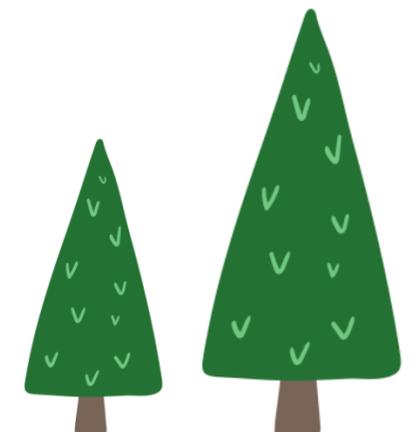
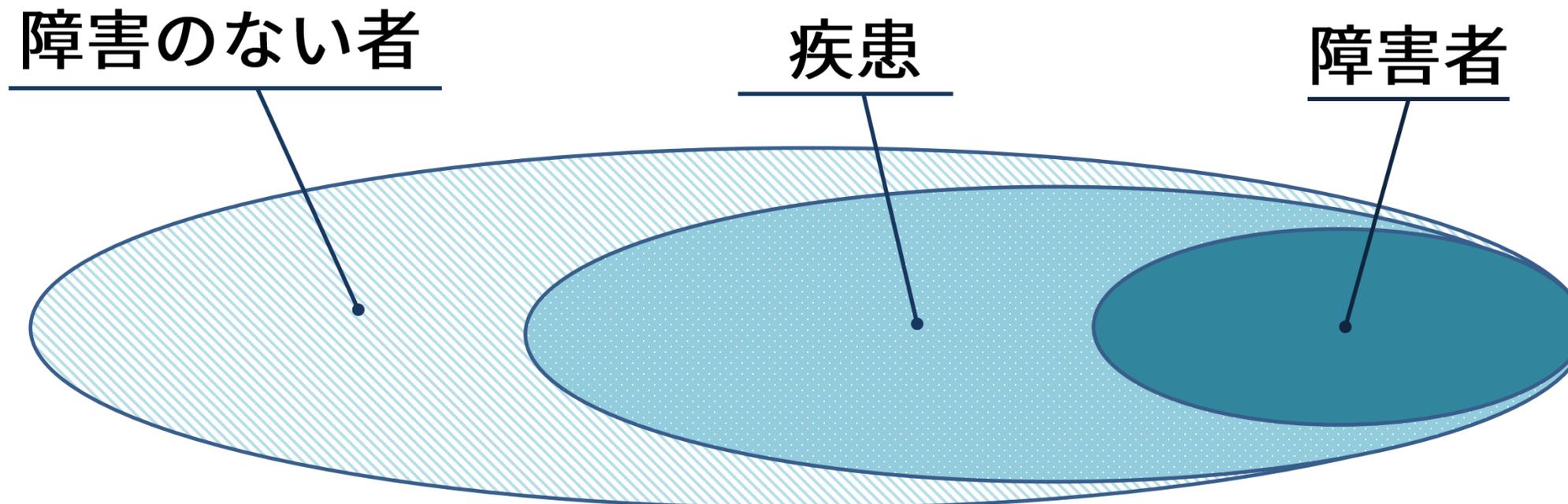
障害の有無にかかわらず、
暮らしやすいまちづくり

～もやもやからすっきりへ～



障害者とは？

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法 第2条）



障害の例①

身体障害

身体障害者とは、体の一部が思うように動かせない、または正常に機能しないために、日常生活や仕事で困難が生じる人のことを指します。

（例）肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声、言語機能又はそしゃく機能の障害、内部障害、心臓（ペースメーカー等）、じん臓（透析等）、…等

知的障害

概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難が生じます。

「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の知的な機能に発達の遅れが生じます。

精神障害

精神疾患のため精神機能が障害され、日常生活や人間関係に支障をきたす状態を指します。これは一時的なものから長期間続くものまでさまざま、多くの異なる種類があります。（例）統合失調症、気分障害、依存症、てんかん、認知症、高次脳機能障害等

障害の例②

難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期に渡る療養を必要とすることになるもの

指定難病 341疾病（令和6年4月時点）

（例）筋萎縮性側索硬化症（ALS）、全身性エリテマトーデス等

日本国内に約109万人（令和5年度 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）

障害者の数①

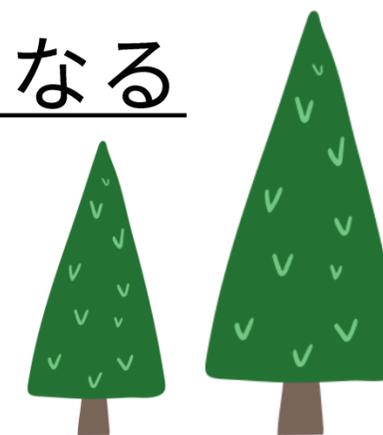
- 日本の障害者の数（推計） 1,160万2千人

	総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害者	436万人	428.7万人	7.3万人
知的障害者	109万4千人	96.2万人	13.2万人
	総数	外来患者	入院患者
精神障害者	614万8千人	586.1万人	28.8万人

- 日本の障害者の数（人口千人当たり）92人

	総数
身体障害者	34人
知的障害者	9人
精神障害者	49人

国民のおよそ**9.2%**が
何らかの障害を有していることになる



障害者の数②

- 身体障害、知的障害、精神障害と判定・診断された人の中でも障害者手帳を持たず生活している人もいます。
- 難病の人もあります。



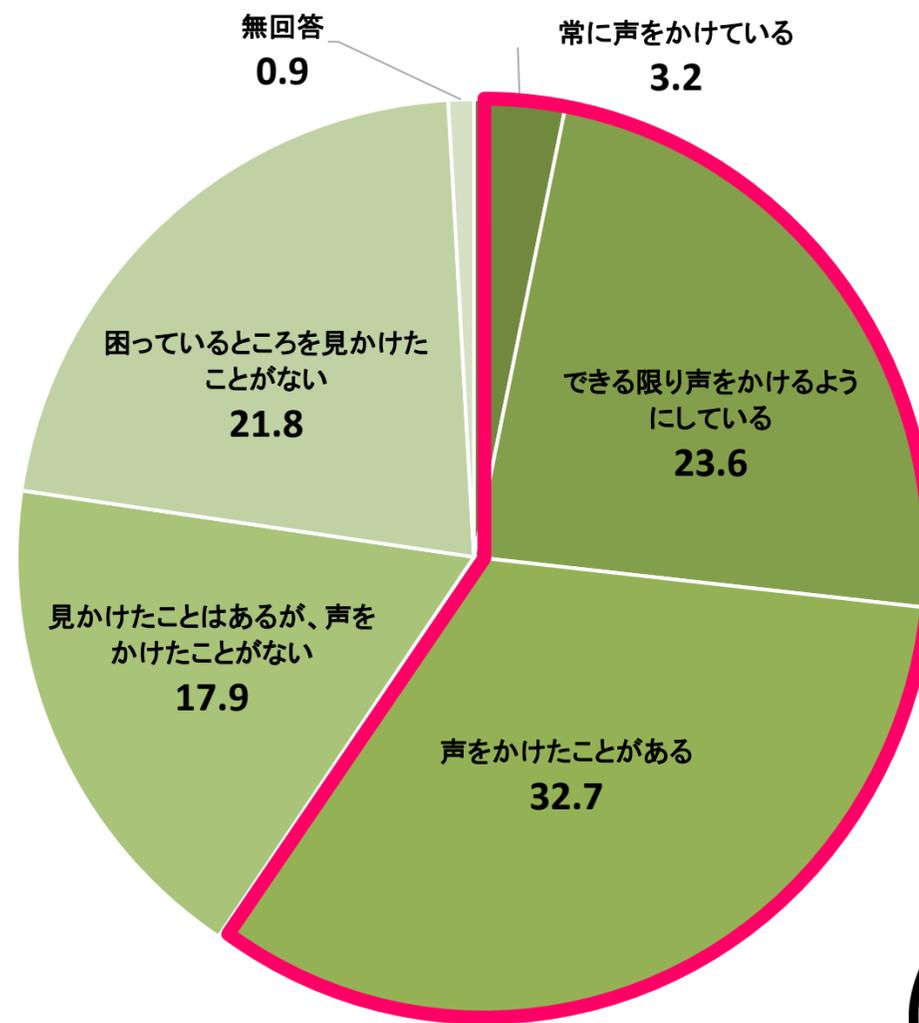
障害のある人はもっといるのでは



「第56回杉並区区民意向調査 区政に関する意識と実態」 (令和6年5月実施)

Q まちで障害のある方が困っているところを見かけた際に、あなたは声をかけたことがありますか。

「困っているところを見かけたことがない」「見かけたことはあるが声をかけたことがない」の約4割はどうしたら声をかけられるようになるだろう・・・



声をかけたことがある

59.4%

「声をかけたことがある」は約6割と高い割合になっているね



どうして気づかないのだろうか？

どうして声をかけられないのだろうか？

- 気づいてないだけ？
- 障害って自分には関係ないな～ → 無関心？
- 声かけたり、手伝ったりすると迷惑かも → 思い込みや決めつけ？
- 障害のある方が困りごとを伝えることが「はずかしい」、「おっくう」という気持ちになっている？
- どう接して良いかわからない？

障害の有無に関わらずお互い地域で生活する上で、様々な困りごとや

何をどうすればよいのかわからないこと = “**もやもや**” ありませんか？

「もやもや」ってどんなもの？

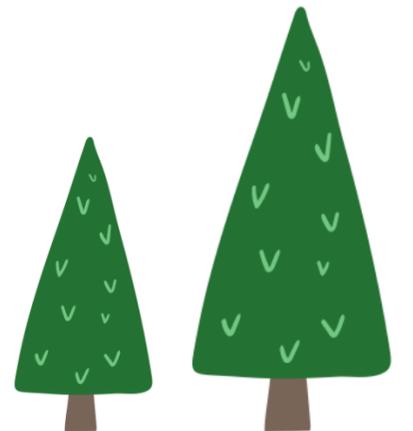
障害のある方の
「もやもや」

- 「耳が不自由なことを、どうやって伝えたらいいのかな？」
- 「介助者でなく、私に声をかけてほしいな」
- 「『ここ』『あそこ』だと、どこを指しているかわからないな」
- 「車椅子で参加できるイベントはあるのかな？」



障害のない方の
「もやもや」

- 「どう声をかけたらいいのだろうか？」
- 「どう説明したら良いのだろうか？」
- 「イベントに参加希望があるけど安全面が心配だな」



ワークでお互いの「もやもや」を話してみましよう！

STEP1 参加者の「もやもや」を聞いてみよう



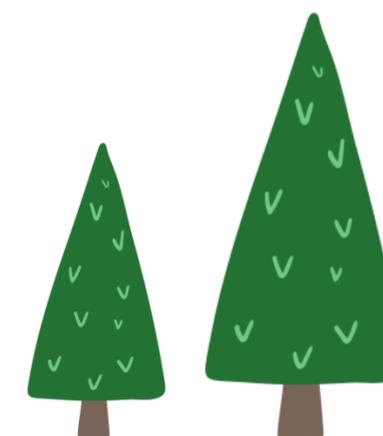
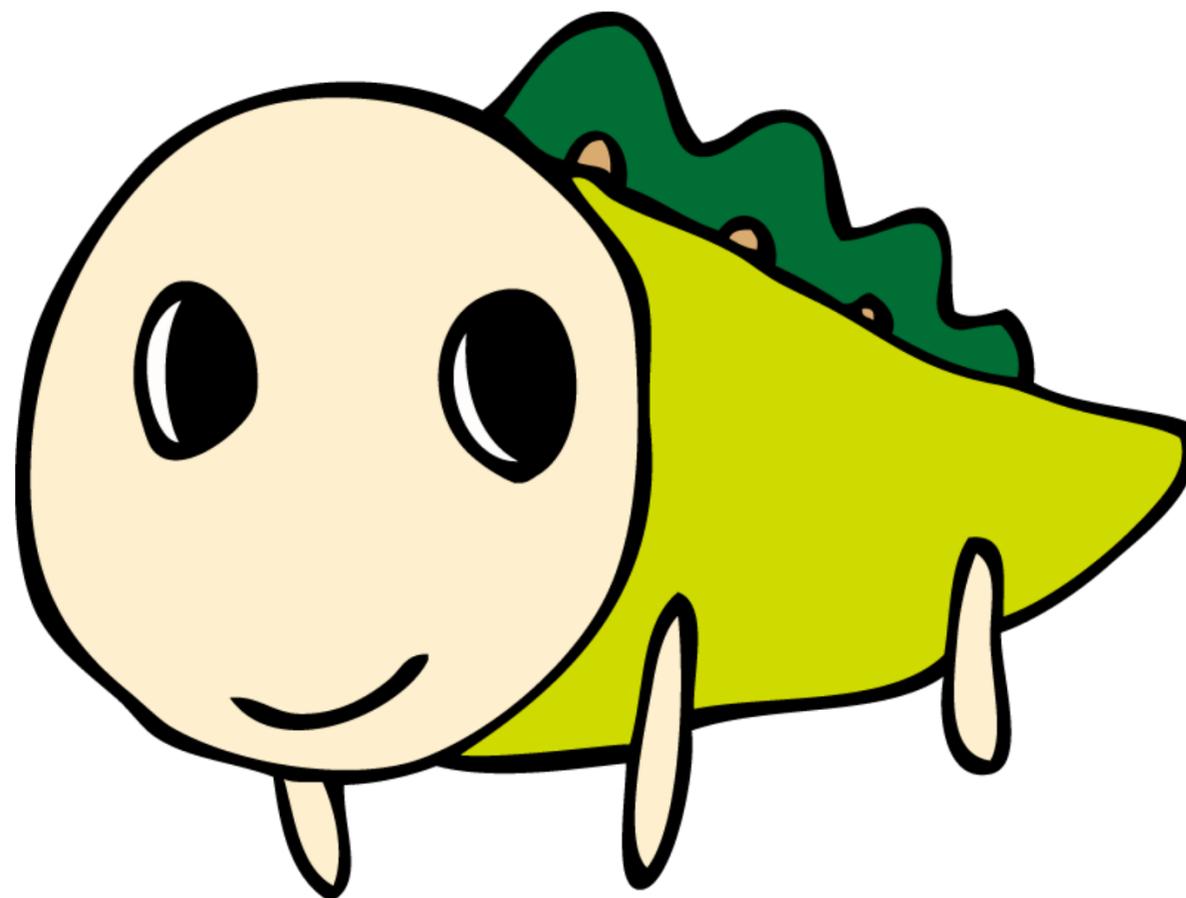
STEP2 お互いの「もやもや」がどうやったら
「すっきり」するか解決策を一緒に考えてみよう



STEP3 あなたが地域でできることを考えてみよう



参考資料（区の取組）



区の実施（障害福祉サービス）



参考：厚生労働省資料、港区HP

福祉サービスの例（抜粋）



参考：厚生労働省資料、港区HP

①障害福祉サービス

《介護給付》

●居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《訓練等給付》

●自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練、相談及び助言等を行います。

②補装具

身体障害者（児）・難病患者の方で、調査や意見書等から支給が必要と判断された方に補装具の購入と修理にかかる費用について、補装具費を支給します。

【例】視覚障害者（児）用の眼鏡
聴覚障害者（児）用の補聴器

③地域生活支援事業

●コミュニケーション支援（意思疎通支援事業）

【例】区内在住の聴覚障害者向けに手話通訳者を派遣（無料）

④障害児通所支援

●放課後等デイサービス

学校に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中に、生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。